

江迎労働基準監督署発表
平成30年9月25日

担当 監督・安衛課長 田中 幸彦
電話 0956-65-2141

労働安全衛生法違反事件の送致について

江迎労働基準監督署（署長 竹永 剛）は、本日、労働安全衛生法違反の容疑で、法人と同法人の代表取締役を長崎地方検察庁平戸支部に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 有限会社徳新商事（とくしんしょうじ）
所在地： 佐世保市江迎町
- (2) 被疑者 代表取締役A（男性、63歳）

2 事件の概要

被疑会社は、上記1の所在地に本社を置き建設業を営むものであり、被疑者Aは、被疑会社の安全管理等業務全般を統括するものであるが、平成29年9月14日、松浦市志佐町に所在する木造住宅の解体工事現場において、「解体用つかみ機」（車両系建設機械に解体用のアタッチメントを取付けたもの）を自ら運転して解体した廃材の仕分作業を行うに当たり、誘導者を配置しないまま、同社の労働者を運転中の同機械に接触するおそれのある箇所に入り込ませ、もって、機械による危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

その結果、同日、解体用つかみ機の旋回範囲内に立ち入った労働者（女性、49歳）が当該解体用つかみ機のアタッチメントとブロック塀との間に挟まれ、死亡するという労働災害が発生したものの。

3 違反条文

- (1) 有限会社徳新商事
労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第158条1項
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）
- (2) 被疑者 代表取締役A
労働安全衛生法第20条第1号
労働安全衛生規則第158条1項
同法第119条第1号（罰則）

4 参考事項

(1) 過去3年間に長崎県内の建設業で発生した死亡災害は、平成28年7件（全体13件）、平成29年3件（全体16件）、平成30年（7月末現在）2件（全体2件）である。

また、長崎県内における過去3年間の建設業での休業4日以上（重篤）の災害は、平成28年197件、平成29年201件、平成30年（7月末現在）106件である。

(2) このような災害発生状況等を踏まえ、これまでも当署では、建設業における労働災害防止対策に重点的に取り組んできたところであり、今後も死亡災害等重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、関係法令に照らし、司法処分も含め厳正に対処していく方針である。

(参考)

労働安全衛生法 第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

労働安全衛生規則 第一百五十八条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

(第二項 略)

労働安全衛生法 第一百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百四条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

第一百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。